

# 稿 寄



## 秘かに人を殺す国家 日本の死刑 (下)

Where the state kills in secret  
Capital punishment in Japan (1)

ハワイ大学マノア校准教授

デービッド・T・ジョンソン

David T. JOHNSON

第二東京弁護士会会員・明治大学名誉教授

〔訳〕 菊田幸一

Kikuta Koichi

概要

キーワード

不思議の国の令子

壁の中のレンガ

秘密主義の歴史

..... (以上前号)

正当化

結論

謝辞

### 正当化

死刑廃止会議で安田が憂鬱そうに語った三か月後に、私は、彼の友人で死刑事件弁護の

仲間である中道武美弁護士に会った。もし安田が東京における最も卓越した死刑事件被告人であるなら、中道は大阪での同様の人物といえよう。そのときは二〇〇四年二月であったが、彼は、他の幅広い法律事務に加えて、一人の死刑囚の弁護をしていた。私は中道に、「もし、機会があったなら、日本の検察首脳に、死刑について一番聞きたいことは何ですか」と尋ねた。彼は躊躇なく、「なぜ死刑のことを隠すのか」と答えた。「なぜ検察の首脳陣が死刑の真実を隠そうと躍起になるのかを知りたい」と。

国家官僚は、めったに日本の死刑秘密政策を説明しないし正当化もしない。そのことは、終局的には政策自体と矛盾するだろう。しかしながら、ときとして彼らは中道の疑問に答えている。私は一人の退職した検察官と三人の現役の検察官に、この問題及びその他の死刑に関する問題について二時間のインタビューをした。彼らの全員がかつて、または最近まで検察首脳部にいた。本項では、日本における死刑の管理について彼らが述べたことを要約し精査したい。

社会学研究者は、何が「合理的」であるか

は文脈によるのであり、合理性において最も重要な文脈とは権力だということを見いだしている。本項では、「権力は、合理性と合理化との間の区別をばやけさせる傾向にある」(Eldridge、一九九八：二)という必然的な真実を例示したい。

### 秘密主義は犯罪者のためである

日本の検察官は、日本が秘密に死刑の執行を行うことを知った外国人報道関係者に対して、しばしばこのように語る。たとえば、二〇〇一年には、ある検察官がワシントンポストの記者にこう述べている。「私たちは死刑判決を受けた犯罪者の気持ちを考慮しなければならぬ。死刑は非常に不名誉で恥ずべきものです。自分の命を引き渡すからといって、自分の名誉やプライバシーまでも投げ出すとは思いません。」(ストラック Struck、二〇〇一：A1D)。同様にニューヨークタイムズの記者には、「死刑囚に執行の事前告知をすれば、彼らに大きな苦痛をもたらすことになるので、一層残酷です。彼らは絶望で自分自身を失うでしょう。自殺や逃走さえしようとするかも知れませんが」と述べている(フレンチ French、

二〇〇二：A1D)。私がエリート検察官と会話した際にも、同様の説明が何度となくなされた。こうした正当化を検証する一つの方法は、自らの安寧がまさに問題となっているとみられる人たちに尋ねてみることである。こうした取り組みは、死刑囚の弁護人や他の面会者がすでに行っており、傾向は明らかである(著者のインタビュー)。死刑確定者の中には、自らの終焉の時を告げて欲しいかどうか分からないとする者もいるが、ごく少数派である(大塚、一九八八：佐藤、一九九二：かたつむりの会、一九九四：免田、二〇〇四：ジョンソン Johnson、二〇〇五)。多くの者は、あらかじめ知らされるほうが死に備えることができ、毎朝目覚めるときに「今日が執行の日か」と恐れなくすすむためよいという。日本の刑事司法は「慈悲深い」と言われている。それは検察官及び裁判官が犯罪者の社会復帰を考慮するからである(フット Foot、一九九二b)。しかしながらこの場合、確定囚の福祉のための慈悲深い配慮は、秘密主義の本当の理由には見えない。ある検察官が告白したように(さらに二人の者も認めている)、「何が死刑確定者の利益かではなく、何が我々にとって都合がよいか、である」。

日本という国家が犯罪者の利益のために行動しているのかを疑う理由は、これ以外に少なくとも三つある。第一に、この正当化は非常にずさんだということである。プライバシー、尊厳、名誉などといったいくつかのキーワード以外には、これらの価値と、具体的な秘密主義の実務とをつなぐ規範的論理がほとんど存在しない。第二に、この「プライバシーと名誉」による正当化は、日本の「秘密主義の壁」のうち、ほんのいくつかの(特に死刑執行の時期に関する)レンガをセメント付けし得るにすぎない。死刑確定者との面会監房での収容者同士の会合の制限や、通信や教誨師に関する制約、非使用時であっても絞首台の見学を認めない、といったことの正当化にはならない。せいぜい部分的な防御である。第三に、日本当局者は、死刑囚監房以外に収容されている被疑者や被告人の「プライバシーと尊厳」にはほとんど無関心である(本田、二〇〇二：菊田、二〇〇二：佐藤、二〇〇二)。安部譲二は、様々な国の刑務所内の生活に関して何冊かの本を書いているが、日本の刑務所はこの点において特に不十分であると主張し、「日本では、看守は収容者を人間とみなして

いない。虫けらのように扱う」と述べる（長谷川、二〇〇三…二六から引用）。かくして、秘密主義が死刑確定者の利益のためだということと信じるためには、日本の国家は、最も厳しく処罰しようとする犯罪者の福祉について、最も配慮しているということと信じる必要があるが、とても信じ難いことであろう。

### 秘密主義は死刑執行人のためである

これは、執行のチームに加わることを余儀なくされた役人の一部にとっては真実であるかも知れない。前述したように、多くの刑務官は執行を遂行するのに強い嫌悪感をもっており、死刑について考える日本の市民は、外国人に比べて、死刑執行人のジレンマについて深く思いをめぐらすように思われる<sup>9)</sup>。また、秘密主義が第二次大戦後に加速した理由の一つに、死刑執行がもたらす「不快な人間感情」から矯正職員を切り離そうという願望があることもみてきた。にもかかわらず、この正当化の行き着くところは、秘密政策が、死刑執行をできるだけ非個人的に、官僚的に、また論争なしに行おうという国家の利益に資するものだ、ということの承認である。（私

が思うに）、こうした利益が考慮されるべきだと主張し議論を組み立てる人もいるかも知れないが、日本の検察官はそうした試みさえしてこなかった（著者のインタビュー）。もし死刑執行人に執行を事前に知らせたなら、ある者は執行当日に欠勤してしまうだろうことも明らかである（坂本、二〇〇三）。おそらく刑務官は事前通告を希望するだろう。

### 密行主義は日本の伝統であり、東アジアのやり方である

これらの正当化はともに、現代の執行実務の正当性を立証するために経験主義的現実を引き合いに出しており、「〜である」から「〜べきである」となるようにしているという問題を共有している。にもかかわらず、社会的な実務はときとして、長く続く間に元来の正当化を失うものであるから、仮に歴史的証拠により支持されるならば、日本の伝統に根づいた「慣性」という説明が有効であろう。しかしそうではない。日本の官僚は、戦後、意識的かつ戦略的に、秘密主義の範囲を広げてきた。日本の歴史においてしばしばあったように、この「伝統」は、実は最近つくり出さ

れたものであり（アッパム Uptham、一九九八）、日本の検察官たちさえこの事実を認識していないようなのである（著者のインタビュー）。

死刑執行の密行主義が「東アジアのやり方」であるという考え方は、道徳的な真理は文化によって異なるものであるし（マフバニ Mahubani、二〇〇二）、アジア諸国は西欧民主主義国家に比べ、開放と規律の間でより妥協的な策をとることから（ファロウズ Fallows、一九九四）、たしかにもっともらしく聞こえる。中国、台湾及び韓国では、死刑確定者は執行の直前まで執行時間は告げられない。台湾及び韓国の告知政策は日本の植民地時代の規則がもたらしたもののようである（著者のインタビュー）。一方、これらの諸国のどこも日本のように包括的な密行政策はとっていない<sup>10)</sup>。違いは著しい。中国では、世界の死刑執行の少なくとも八〇パーセントが行われているが、執行は数日前に告げられ（王 Wang、二〇〇五…六三）、死刑囚は家族、友人に会うことが許され、記念撮影さえ許される（著者のインタビュー）。台湾では二〇〇四年五月に死刑に関する会議が開かれたが、法務省の幹部もかなり出席し、死刑廃止に向けてステップを踏んでいること

をオープンに語った—こうした（官僚の死刑廃止への）親近性（そしてメッセージ）は現在の日本では想像不可能である。韓国では、一九九七年以来一人も執行されておらず、当局者は広く様々な死刑問題について率直である。ソウルで、ある法務省の役人は私に「クリスチャンとして」、「信仰上の理由から」死刑に反対であると語り、他の情報提供者（特に検察官たち）も日本の関係者よりはるかにフラシクであった。より分析的には、「東アジア」による正当化の論理—すなわち「他の国でも同じようにやっている」そして「私たちはあなたの方とは違う」、だから「私たちのやり方で良いのだ」—これは、民主主義は透明性と公開の議論を奨励すべきだという見解に同意するならば、ほとんど説得力をもたないものである。日本の法務大臣は、かつて国会で「わが国の死刑行政は、秘密制度であり」、「普通の人びとは理解することが困難な数々の特質を有している」と話している（菊池、一九九〇：一一七）。中国、台湾及び韓国「普通の人びと」にとってもまた、日本の制度の特徴を理解するのが困難であることは、注目に値する（著者のインタビュー）。

#### アメリカはもっとひどい

この正当化のやり方は、米国の事例が日本にとって重要であることを浮き彫りにするものである。確かに、もし合衆国が死刑を廃止したならば、日本もそれにならうよう強いられるかもしれない（ジョンソン Johnson、二〇〇五：二六六）。これは、少なくとも、米国の存在が死刑廃止の国際的な圧力をそらす「盾」になっていると信じる日本の多くの死刑廃止論者や、一部検察官の見解である（著者のインタビュー）。その圧力は増幅している（シャバス Schabas、二〇〇二；ズィムリング Zimring、二〇〇三；ホッジキンソン シャバス Hodgkinson and Schabas、二〇〇四；Grining、二〇〇五）。より広くいえば、日本における法改正は、しばしば欧米における規範の変化に対応して生じるように思われる。たとえばタバコ規制、雇用機会の均等、HIVやハンセン病患者の扱い、法教育、裁判員制度など多様な分野において、法改正は、日本の「規範の欧米との適合」を求める国際的な発展が引き金となったものである（フェルドマン Feldman、二〇〇六）。同様のことは、特に合衆国が廃止したならば死刑についても起こり得るが、アナリストによ

れば、依然として「長い道程」のようである（サラト Sarat、二〇〇一：二五九）。

日本の検察官首脳は、「アメリカのほうがひどい」という正当化方法について二つのバージョンを提示しているが、そのいずれも日本の秘密主義政策の妥当性と明快にかみ合うものではない。第一に、アメリカでは無実の死刑囚に関する「論争が常になされていること」、「不誠実」とも思える執行士壇場での申立てが頻繁になされること、「許せ！」そして「電気椅子にかける！」との刑務所の壁の外で行われるデモンストレーション、メディアが犯罪者と州の双方による暴力行為に「病的にとりつかれている」こと、死刑執行の間、死刑囚が「十分に苦しまなかった」ことへの大衆の欲求不満、米國政治における死刑の突出性、等々、うんざりするほどの、米國における死刑のやっかいな特徴を主張するものである（著者のインタビュー）。これらに異議を唱えることは困難である。しかし、この「合衆国のほうがひどい」ということは、直ちに「日本のやり方がよい」と結論づけることにはならない。なぜなら米國と日本の双方と異なる「死刑の文化」を想定することが可能だからである（サラ

トープランジエ Sarat and Boulanger、二〇〇五）。

第二に、日本の検察官は、日本では、死刑は刑事制裁としてアメリカよりずっと稀に、慎重に用いられていると信じている。この信念は、日本の検察官が誇る点であるにとどまらず、死刑廃止論者とも合意をみる数少ない分野の一つである（著者のインタビュー）。

しかし、日本の死刑適用が低率であるとの信念は、十分な根拠のあるものではない。日本の人口一人あたりの「死刑執行率」（過去一〇年の年間の絞首刑執行数の平均は四件である）は、合衆国の七分の一であり、死刑執行率の高い合衆国の州であるテキサス、オクラホマ及びバージニアといった州と比較すると三四から三八分の一である（フッド Hood、二〇〇二：九二）。こうした比較によると、日本における死刑執行の規模は、合衆国におけるよりも、他の死刑執行率の低い民主主義国（インドなど）に類似するように思える。しかしながら、死刑がいかなる頻度で用いられているかを査定するよりよい方法があり、それによれば日本は先ほどの分析結果とは違って合衆国により類似している。スターリン主義の悪夢は別として、人びとは手当たりしだいに死

刑の対象に選ばれるのではない。彼らは潜在的に死刑の可能性があり、より多くの事件のプールの中から、死刑を宣告され、執行される。合衆国及び日本のような民主主義の国において、このプールはほとんど殺人犯罪で構成される。それ故に「規模」の問題に答えるには、死刑相当事件の量の大きさを考慮する必要がある。

合衆国では、一九七七年から一九九九年にかけて、殺人事件で検挙された者の約二・二パーセントが死刑判決を言い渡された（ブルームほか Blume et al.、二〇〇四）。そして、この調査がなされた三十一州の中で中央値にあったのはテキサス州であり、殺人事件検挙者の二・〇パーセントが死刑判決を受けた。テキサスを他の州から区別すると思われるものは、殺人者に死刑を科す傾向ではなく、むしろ科せられた死刑判決の執行率にあるのである。

日本では、殺人事件検挙者が死刑を科される確率は、大して異ならない。その主な理由は、この国では世界一殺人率が低いことによる（宮崎—大谷、二〇〇四；ジョンソン Johnson、二〇〇六）。一九九五年から二〇〇四年までの間に、九九人が日本の裁判所で死刑判決を受

けた。この期間の各年の殺人事件検挙者数は、ほぼ七〇〇人であったので、死刑判決を受ける確率は平均で一・四パーセントである—これはカリフォルニア州及びバージニア州の割合とほぼ同じである（ブルームほか Blume et al.、二〇〇四）。二〇〇〇年から二〇〇四年の期間は—この期間中、殺人事件検挙者数は一定のままであったが、死刑判決は増加した—日本の割合は一・九七％であり、これはテキサス州とほぼ同率である。かくして、死刑判決が科される蓋然性においては、日本は合衆国と非常に類似している。さらに「確定した」死刑判決を受けた者の大部分は、日本では最終的には処刑され、かつ、日本では死刑判決が上訴により覆えることは合衆国より少ないため、この、秘密のうちに人を殺す国家は、これまでの研究で考えられてきた以上に、人を殺すことに精力的な国家である、と言える（フッド Hood、二〇〇二：九二；ズィムリング Zimring、二〇〇三：一三六）。

要約すると、日本における密行主義の死刑政策について四つの正当化がなされてきた。どれも説得的ではない。仮に死刑囚監房で

の極端な隔離が、死刑確定者が“運命を受け入れ”そして“死に備える”手助けとなるなら、それは彼らを二度、最初は社会から、そして物理的に、殺すことになる。仮に犯罪者とその家族の「プライバシーと尊厳」を保護するために密行主義がとられているとするなら、それは民主主義の諸価値—透明性、説明責任及び公の議論—の犠牲において、しかも、これらが最も有効に働くべきまさにその時期に犠牲にして、なされている。そして仮に、沈黙が死刑囚監房の“安定性”維持の助けになるとするならば、それは死刑確定者の精神をその奥底で不安定にさせる（ある者は精神疾患になる。加賀、一九八〇を参照）恐怖のメカニズムによっているのである。“次は自分か”、“今日がその日か”という疑問は、自然と死刑囚監房にいる人びとの心を奪うものである。彼らを取り巻く不確実性というものは、確定囚が自己制御するのを容易にする。死刑確定者の中には、自分の逸脱行動が死刑執行を早めるかもしれないと信じる者もいるからである（向井、二〇〇四）。

最後に、日本の検察官が、自分たちの正当化をどれだけまじめに信じているかどうか見

極めるのは困難である。<sup>23</sup> ある者は、密行主義は「現在なし得る最善の策」と確信しているようであるが（清水、二〇〇二b）、他の者の考え方はこれと相反している。事実、四人の検察幹部のうち二人は、死刑制度は完全でないほうがよいと述べ、三人目は死刑が合法的である限り、もっと“自信と風通しの良さ”をもって管理されるべきである、と述べた。この見解によれば、日本の刑事司法制度は「世界最高」である。死刑はその制度の正当な一部分であり、死刑を用いることに当惑すべき必要性は何らない（著者のインタビュー）。

しかしながら、概して日本の国家官僚は、死刑について少なからず“後ろめたさ”を示している。この後ろめたさは、単に彼らの密行主義と沈黙の政策において明らかであるにとどまらず、“やむを得ない”という定型文—彼らが犯罪者に死刑を科そうとする際に決まって用いる—にも明白である。この表現は日本の死刑論に遍在している（菊田、一九九四：八八）。検察官は起訴の決定を説明し、死刑判決を求めることを正当化し、死刑執行命令書に署名するよう法務大臣を説得するに際し、この言葉を使用する。また被害者は、

死刑を求めてロビー活動をするために、記者や編集者は死刑事件審理の判決予測と裁判所が科した死刑判決を解釈するのに利用する。そして裁判官は—しばしば—、死刑判決の説明と正当化にこの言葉を利用する（井上、二〇〇三）。この“やむを得ない”という表現は、単に“不可避性”を伝えるだけでなく、別の行動をとることができず、自分の行動が手伝って生み出される結果に対しては相反する感覚を抱くという、話し手の主観的な感覚をも反映している。<sup>24</sup> この表現が示唆するのは、国家がその官僚をして、自分たちは、自力ではほとんど制御できない機械の歯車であるのだと、自らあるいは他者に対して表現できるようにする場合に、死刑は最も効率的に作動する（ヘイニー Harvey、二〇〇五）、ということである。同じく裁判官及び検察官にとっても、この至上命令を達成することは困難であり、自身の抵抗の気持ちを抑えんがために感情的に非常な努力をしている。<sup>25</sup> 日本の裁判官たちの中には、“死刑判決の言渡しに勝る不快なものはない”とするものがある（村野、一九九二：六七；著者インタビュー）。彼らの誠意のレベルがどうであれ、少なくとも、

国家官僚の中には自分の頭と心の深刻な不調和を感じるものがあるようだ。秘密主義と沈黙は、こうした緊張を最小にし、管理するための装置でもあるのかもしれない。

- (18) 日本の医療専門家は、一つには、患者に耐えられないかもしれないという懸念から、ときとして患者に「悪いニュース」を伝えるのを見合わせることもあるが、こうした実務は急速に少なくなっている。ヨーロッパの作家たちも、自分が死ぬ日を知ることが苦痛であるだろうことを示唆している。たとえばフィドル・ドストエフスキーは、「最大で最悪の苦痛」は人がいつ「人間であることをやめるか」を確実に知ることであると言っている(一九九八・二〇)。同様に、カナダの小説家ヤン・マーテルは、「迫り来る死は十分に恐怖であるが、よりひどいのは、まだ時間に余裕があって迫り来る死である」と言っている(二〇〇一・一四七)。
- (19) 死刑執行への責任をうやむやで曖昧なものにするため、三～五人の矯正職員が同時にボタンを押すが、そのうちの一つだけが絞首台の跳上げ戸を開く(坂本、二〇〇三)。いくつかの米国の死刑存置州でも執行への責任を同様の方法で隠蔽している(ソロタロフ Solotaroff、二〇〇一)。
- (20) シンガポールの死刑制度は「沈黙に覆い隠されている」(タン Tan、二〇〇二)、「秘密で覆われている」(アムネスティ・インターナショナル Amnesty International、二〇〇四; Oehlers and Tarulevitz、二〇〇五)

と批判されてきたが、この東南アジア国家は日本よりオープンである。シンガポールにおける絞首刑執行日は、ときとしてあらかじめ発表され、死刑囚はドキュメント映画作者との面会(ロビンソン・ロス Robinson and Ross、二〇〇五)を含めて(クローイン密輸の罪で死刑とされたオーストラリア人の男性のケース)、より広く多様な人たちの面会が許されている。またシンガポール政府は、日本当局より頻繁に公的に死刑の実務を説明し擁護している (Ministry of Home Affairs、二〇〇四; Koh、二〇〇五)。

- (21) 日本は死刑を強化しつつある。殺人発生率は低く安定したままであるが、日本の裁判所(すべの審級)は一九九六年に八人、一九九七年に九人だけであったのに対して、二〇〇四年には四二人に死刑判決を下している。一九九七年に八人に検察官は、五件の無期懲役判決に対し死刑を求め上告した。この戦略は効果があった(年報・死刑廃止編集委員会、二〇〇五・一四一)。一九九九年一月、最高裁判所は一九八三年以来初めて、ある無期懲役判決が死刑とされるべきであると述べ、それに続くいくつかの事件で、控訴裁判所は検察の控訴を認め、無期懲役を死刑にしている(読売新聞、二〇〇五)。
- (22) 日本の官僚はときとして死刑に抑止力があると断言している(菊池、一九九〇・一一八; 菊田、一九九二・二五; 著者のインタビュー)。私はこの問題のすぐれた研究を知らないが、日本の死刑は確実性、迅速性及び公開性とい

う効果的な抑止の三要件に欠けているので、この主張は信じがたい。日本の官僚は死刑の密行主義が抑止力の目的に役立っているという議論—この主張を弁護することは困難であろう—はしない。アルベール・カミュが述べたように、「社会が「抑止について」述べていることを本当に信じるなら、首を陳列するだろう」(一九六〇・一八〇)。合衆国では、生首が陳列されることはないが抑止に関する研究が多数あり、死刑が殺人の効果的抑止となっていないことが証拠により示されている(ジャーターソン・ペーリー Peterson and Bailey、二〇〇三・二七五; フェイガン Fagan、二〇〇五)。

- (23) 戦略行為は、しばしば、解きほぐるのが困難な誠意とごまかしという両方の要素を必然的に伴うので、私は日本の検察官が彼らの正当化を信じていると信頼するにやぶさかでない。しかしながら、同時に、検察官は死刑について深く配慮をしているがために、政策及び実務の妥当性を他者に納得させるため、正当化をごまかそうとするかもしれない。誠意とごまかしは、しばしば相関的であり、「利害構造とイデオロギーは、実際には相互に本質的なものである傾向がある」(ハルトン・マッキン Hahom and McCann、二〇〇四・一四一五)。
- (24) 辞書によれば、「やむを得ず」には多くの意味がある。私の辞書に載っている最初の五つは、「避けられない」、「不可避の」、「その者の制御を超えている」、「必然的な」そして「義務的な」とある。「やむを得ず」と副詞

で使われる場合は、「意思に反して」「いやいや」「強制の下で」の意味になっていく。これらの意味が共通に有しているのは、選択の欠如であり、それは「やむを得ない」行為（検察官の起訴であれ裁判所の判決であれ）が自由に選択されたものではなく、状況によって規定され、それ故に「避けられない」ということである。「やむを得ない」の用法には、ジャン・ポール・サルトルが嘆いた「実際には自発的であるものを必然的であるかのように装う」不誠実（ヘルジェル Berger、一九六三：一四三）を示すものもあるようだ。アルベル・カミュが、近代社会では公衆が率直に実務の正当性を議論しないようにするため、しばしばそうすると述べたように（カミュ Camus、一九六〇：一七八）、この言葉が頻繁に使われることは、さらに、日本の死刑が「詰め込まれた言葉の下に厚く覆われた状態に置かれている」ことを示している。一般に、死刑制度は、「普通の人々に、通常の状態下では法外で禁止される行為とみなされることへの参加を求めるものである（ヘイニー Haney、二〇〇五：x）。こうした行為を促進するために、死刑存置国家は死刑制度の従事者に、数多くの「倫理から解放されるための仕組み」を提供している（ヘイニー Haney、二〇〇五：一四二）。「やむを得ない」は、日本における死刑制度の従事者たちが、自らの行為によって受ける「人格的影響を最小限にする」ための一つの手段である（ヘイニー Haney、二〇〇五：一五四）。

(25) 私は以前の研究で、日本の検察官は意思決

定の一貫性（類似事件と同様に扱う）を「常に望み」、かつ「しばしばそれを達成する」と論じた（ジョンソン Johnson、二〇〇二：一六〇）。しかしながら、死刑事件での「やむを得ない」という言葉の検察官の慣習的使用は、検察官らによる一貫性への系統を示すというよりは（死刑を科すための基準は、日本では十分明確には定められていない）、修辭的なものであり個人責任を避ける仕組みとなっている（井上、二〇〇三：三五七；Johnson、二〇〇五：二六二）。

(26) 合衆国と日本の最高裁判所で主な死刑「反対者」の姿勢を比較することは興味深いことである。米国では、ウィリアム・ブレンナン判事とサージェント・マーシャル判事は、死刑執行を停止し、死刑判決を覆す意見を頻繁に述べ、彼らの死刑への批判は激しかった。マーシャルは、たとえテッド・バンディのような悪名高い殺人者であっても、「すべての死刑執行に反対」した（フォン・ドレーレ von Drägle、一九九五：三七六）。対照的に日本では、最も際立った「反対者」の大野正雄判事は、死刑判決を維持する多数意見を支持する意見において、死刑についての懸念を表明している。大野の最もよく知られている死刑意見（一九九三年九月一日）について、日本の死刑廃止論者の中には、死刑への強力な批判と見なす者もいるが、私のアメリカ的感覚では、それは穏やかで、かつ態度を決めかねた形の抵抗である（死刑の正当化に際し彼は「やむを得ない」という言い回しさえ使用した）。反対意見の存在は、司法の成功にとっ

て重要ではあるが（サンステイン Sunstein、二〇〇三）、日本の司法において死刑判決への異議はまれであり、おそらくそれは戦後の日本を支配してきた保守的な政治家たちが、法廷からリベラルな裁判官を排除した故である（ラムザイヤール Rasmussen、Ramsayer and Rasmussen、二〇〇三；著者の裁判官へのインタビュー）。

(27) 死刑に対して「個人的に抵抗はない」と述べたある検察幹部は、論告前の部下との議論において、「やむを得ない」という回りくどい言い方をやめさせ、「本件は死刑に値する」といった、より直接的で積極的な表現をとらせようとしていると述べている。しかし、部下たちは死刑を「熱心に求めているとみられなくなかった」ので彼の努力は失敗した。私は、彼に、死刑執行に立ち会ったことがあるかどうかを尋ねた。彼は「いいえ、いいえ」と言わず、しかも面をし、絞首刑に立ち会いたいと思う検察官はごくわずかなので、（高等検察庁において）「いちばん若く経験の浅い」者が執行に立ち会うよう命じられるのが典型的だと説明した。

## 結論

日本とアメリカ合衆国は、まだ死刑を実施している唯一の二大先進民主主義国である。この二つの国を区別するのは死刑の規模ではなく、むしろその管理の方法にある。同様に



重要な相違点は、国による殺害という行為の突出度に関するものである。すなわち、合衆国における死刑は、きわめて議論の多いトピックであるが（ベーム Bohm、二〇〇三）、日本においては元法務大臣の白井秀雄がかつて述べたように、「まったく社会的な問題でない」（ストラック Struck、二〇〇一：AI において引用）。一つの疑問は、高度の秘密主義が突出性の低さなどの程度影響しているかということである。多くの廃止論者は影響していると考え（年報・死刑廃止編集委員会、一九九九）、いまや、検察官の中にも同様に考える者もいるが（著者のインタビュー）、この点に関しては調査が不十分であり確証を得ることは困難である。表面的には、日本では死刑は合衆国よりも広く大衆に支持されている。最近の世論調査によると、死刑を廃止すべきだとした者はたった六パーセントであったのに対して、八パーセントの回答者が死刑の維持に賛成すると答えている（ジャパンタイムズ Japan Times、二〇〇五）。一九五二年に占領政策が終了して以降、少なくとも四〇回の世論調査がなされており、そのほとんどの場合で大多数が究極の刑罰を支持している（菊田、一九九三・シュミッ

ト Schmidt、二〇〇二：一六五）。（例外的なものとしてはサンプルが非定型的なものや、死刑廃止活動家が運動として行った調査がある。）また、合衆国では死刑支持の傾向が一九六六年には四二パーセントまで下がり、一九九四年には八〇パーセントに上昇しているが、日本では死刑の支持に関する動揺も小さい。いくつかの米国司法管轄内では、死刑の賛成意見が「他のいかなる要素よりも」死刑の継続的使用の理由であるかもしれず（ベーム Bohm、二〇〇三：二七；ズィムリング Zimming、二〇〇三：一九）、また他の死刑存置国でも「世論」は「しばしば主要な「原因となる」要素」として挙げられる（フッド Hood、二〇〇二：三三）。日本においても、死刑維持の重要な基盤の一つは、「市民の大多数が存置を求めているという主張」である（菊田、一九九九：四二）。それにもかかわらず、日本における市民の死刑支持の深度は、アメリカ（ズィムリング Zimming、二〇〇三）、シンガポール（Oehlers and Tarulevitz、二〇〇五）、中国（ホウ Ho、二〇〇五）及び台湾（ホウ Ho、二〇〇五）などの国より浅いように思われる。この違いの一つの指標として、日本のモラトリアム（一九八

九―九三年）の間に、死刑賛成派による目立った抗議がなかったという事実がある。日本の検察官に関して言えば、「神が唯一の才能を私に与えた。それは二人の人々にだけかを殺すことを説得する能力である」と自慢げに話す「ミズーリの死刑熱狂者」のように語る者はいない（著者インタビュー）。米国の検察官に関する文献は、この熱狂者に似た者が多くいると示唆している（ローゼンバーク Rosenberg、一九九五；ヒュームズ Humes、一九九六；リフトン・ミッチェル Litton and Mitchell、二〇〇〇）。日本の学界では、死刑は顕著な研究テーマではない。事実、フォーラム90の情報提供者は、「真剣にこのテーマを研究している」日本人学者は二人だけだと話している（著者インタビュー）。一人は、元最高裁判事の団藤重光であり、現役引退後にこの問題に取り組むようになった。彼は現在九〇歳代である。他の一人は明治大学の菊田幸一であり、やはり最近退職した。学術研究者たる「専門家」の実数が仮にこの三倍あっても、日本では死刑に向けられる学究的な関心は米国よりはるかに少ない。最も基本的なこととして、日本では、一般的な刑事司法政策としても、

あるいは特定の事件の制裁としても、死刑に  
関して一般大衆が騒ぎ立てることがほとんど  
ない(原、一九九七)。中には大衆の憤激を惹  
き起こす犯罪者もいるが、日本の刑事事件は、  
合衆国の刑罰政策をますます厳しい方向に駆  
り立てている恐怖や激怒といったものに影響  
を受けることはない。かくして日本における  
死刑の存続は、アメリカ南部の一部にあるよ  
うな、文化に深くかかわる産物というよりも、  
優れて政府の政策の問題のようである(ズィ  
ムリング Zimring、二〇〇三：一二六)。同様に  
日本の公衆の役割は、死刑判決やその執行を  
活発化させたり動機付けるものというよりも、  
当局が独自の理由で追求する政策への「受け  
身の同意者」であることなのである(フット  
Route、一九九三：三八五)。この点においても、  
占領時の遺産は消えていないのである(ダウ  
ワー Downer、一九九九：四三九)。

日本における死刑廃止論者たちは、大衆が  
死刑についてもっと知るならば、より多くの  
市民が死刑に反対するものと信じている。そ  
れは正しいかもしれない。陪審員に対し、量  
刑に関する裁量の行使方法について不十分な  
説示しか与えなかったが故に、合衆国の死刑

条項は違憲であると判断した五対四の決定  
(ファーマン対ジョージア州事件 Furman v. Georgia、  
一九七二)において、サーグッド・マーシャ  
ル (Thurgood Marshall) 判事は、死刑制度に  
対する支持は、「死刑に関する知識の欠如が  
もたらすもの」であり、「道理を尽くした説  
得」の努力には反応するものだと言った。彼  
はさらに、アメリカ人に死刑についての十分  
な情報が提供されるならば、「市民の大多数  
の者が、……死刑は非道義的であり、それ故  
に憲法違反である」との結論に達するだろう  
と断言した<sup>(30)</sup>。この「マーシャルの仮説」に  
関する合衆国の検証は複雑であり争われてい  
るが(ベーム Bohm、二〇〇三：二五八)、日本で  
はこの種の検証は存在しない(菊田、一九九九)。  
私は、日本での問題に答えるだけの、系統  
的に証拠を集めた調査を行う手立てを持ちあ  
わせていなかった。しかし、どのように死刑  
が行われるかについて(マーシャル判事が表現  
したと同じく)、「現在入手可能な情報」を何  
人かの市民に示し、尋ねる機会をもった。わ  
けても二〇〇四年二月二七日、オウム真理教・  
麻原彰晃に対して死刑判決の言渡しが間もな  
くされようとしているとき、東京地裁前の歩

道に集まった三〇人の人びとにインタビュー  
をした。「麻原さんが有罪であるとするれば、  
あなたはどのような刑が適当だと思いますか？」  
と全員に同じ質問をした。会話は延々六時間  
続いたが、麻原氏には「死は簡単すぎる」か  
ら無期懲役のほうがいいと言った若い女性会  
社員を除き、全員が、この連続殺人犯は死に  
値すると述べた。その日に裁判所へ来た人び  
とは、死刑について平均以上の関心をもって  
いると想像されるかもしれないが、多くの回  
答者は死刑についてはほとんど無知であるこ  
とが明らかになった。何人かは日本で死刑が  
絞首刑によって執行されることを知らなかつ  
た。これは私が多くの人との会話でも遭遇し  
た誤解であり<sup>(31)</sup>、大部分の人は、日本の死刑  
囚監房を取り巻く社会的隔離に関して何も知  
らないようであった。最も知識があったのは  
二人の大学生で、二人とも二二歳であったが、  
手をつなぎながら、麻原は「彼が惹き起こし  
た悪事のすべて」(彼は二八人を殺害したこと  
有罪とされた)と「被害者感情」から、処刑  
されるべきだと言っていた。男子学生のほう  
は有名大学で法律を勉強していたが、彼とそ  
のガールフレンドは、死刑囚監房での処遇や

死刑執行時にまつわる秘密主義について聞くに及び、「そんなことは非人道的だし、不必要だ」と批判を口にし、非常に困惑した。私が、彼らに麻原の絞首刑に立ち会いたいかどうかを尋ねるところ（二人とも嫌だと言った）、女性のほうは泣き出した。「そんな場面は想像しようとしたことさえなかった」、泣いて口ごもりながら彼女は言った、「きつとぞっとすると思う」。

だれも、このカップルがどれくらい意見を代表しているかは分からないし、彼らの秘密主義への関心がどれくらい続くかも知らない。この主題に関する日本の研究は依然として初期の段階にあるが、合衆国での証拠は、新しい情報が暴露された後に、死刑に関する意見はしばしば「跳ね返る」ことを示唆している（ベーム Bohm、二〇〇三：四〇）。もしも、マーシャルの仮説によって死刑賛成意見の根拠が正確に描写され、かつ、より多くの「現時点で入手可能な情報」に接することで死刑支持の基盤を揺るがすことのできる国があるとすれば、それは日本かもしれない。なぜなら、日本ほどきわめて秘密裏に国家が人を殺している国はないからである。しかし、

確信はできない。マーシャル自身が信じたように、報復が死刑支持の基礎にある場合、日本がこれにあたるかもしれないが（団藤、二〇〇〇）、死刑についての知識が加わっても、ほとんど意見には影響を与えないかもしれない。合衆国では、この見解を支持するいくつかの証拠がみられる（ベーム Bohm、二〇〇三：四三）。いずれにしても私は、日本の学者が秘密主義と突出性との関係を明らかにする研究を始めることを望む。その実現性は未知であるが、一つの事実はすでに確かであろう。すなわち、日本政府当局は、情報の暴露は、その特権を脅かすような議論を刺激しかねないので、そのような研究は行わないということである（著者インタビュー<sup>33</sup>）。

特に秘密主義政策に関して、衝撃的なことは、いかに多くのことが非公式であり超法規的であるかということである。「死刑執行情報の公開を政府が渋るのには法的根拠がない」と明治大学法学部教授（当時）の菊田幸一は述べており（ジャパンタイムズ Japan Times、二〇〇三）、日本の沈黙の壁にあるレンガの残りの大部分は、法務省の検察官が官僚的に非公式に設置しているものであって、立法院や裁判

所より合法化され、ないし明らかにされているものではない。この点において、死刑の事例は、フランク・アップラム（Frank Upham）が「官僚的非公式主義」と呼んだ日本の傾向を示している。この法モデルの中心には、「社会的な葛藤及び変動の過程に対する統制手段を維持しようとするエリートたちの意図」がある（アップラム Upham、一九八七：一七）。公式かつ公開の下での政策決定過程もなく、日本の死刑政策は、実際には意識的な政治的選択であるが、「意識的な政治的選択というより、慣習と合意の必然的で自然な結果のようにみえる」（アップラム Upham、一九八七：二〇八）。検察官の「政治的選択」の目的は、主として、彼らが現に持っている生と死の決定に対する支配権を減殺させるような批判と圧力からの保護にある。

日本の「司法改革運動」——占領以後の最も重要な法改革の試み——は「日本社会における法の支配の拡大」という、よりいっそう崇高な目的をもつことを意図としている（佐藤、二〇〇二：八〇）。これが殊勝な目的であるとしても、その目標にとっての大きな障害は、本来値すべき注目を受けていないことにある。

その一つは、広く「法を凌駕」する存在であり続けている警察であり（ジョンソン Johnson、二〇〇四）、他の一つは検察官である。これらの二つのグループは、自らの権力、職務執行と説明責任の欠如といった問題を、公の議論の外に置いてきた。こうした議題設定における警察・検察の「成功」は日本社会の失敗であり、権力とは、自らが欲する「現実」を支持する情報は呈示し、不必要な現実については情報をカットすることによって、（何が日本の法で改革される「必要」があるかという）「現実」を定義する能力をもっているという真実を示している（Evdine、一九九八・三二〇）。戦後期を振り返ってみると、警察及び検察官は、自らの利益に役立つ合理化を一貫して生み出してきた一方で、日本の刑事司法における彼らの地位や優越性に挑戦する合理性は抑圧してきた（Aldous、一九九七）。先を見るならば、死刑制度に関する「司法改革」の効果によって、死刑は「法の支配」に服させるのではなく、現状の官僚的・非公式システムが合法化されるのかもしれない<sup>28</sup>。

日本の新しい情報公開法（二〇〇一年）は、市民の必要とする情報へのアクセスを増加さ

せ、市民の能力を高めるだろうと希望的にみる者もいる（マクラクラン MacLachlan、二〇〇三）。立法は一步前進ではあるが、その射程は狭く、多くの重要な情報が範囲外に残されている（マーシャル Marshall、二〇〇二）。さらに、最近になって検察官は、さらなる情報公開に向かう動向とは矛盾する立法の贈り物を受け取った。この新法は二〇〇四年に発効したが、この法律は「刑事事件記録」を刑事裁判以外のいかなる目的にも使用することを犯罪とするものである。検察官は、この法は被害者の「プライバシー」保護に必要であると saying だったが、その効果として、公衆に情報が流れることがますます制限され、それによって、制度の不備に関する情報も制約されることになるだろう。検察官たちは自分たちで法を立案し、強力な立法活動を行った（高野、二〇〇四）。

日本の刑事司法で最も根本的な問題は、「制度が、外部からの精査に非常に敵対的であるために、問題の多くがどういふものであるかについて、見たり発言したりすることが不可能な状態にとどまっている」ことである（ジョンソン Johnson、二〇〇二：二七九）。刑事

記録に関する新たな法は、「苦悩」をいっそう募らせることになるかもしれない。すなわち、「戦後における加速」が続く可能性がある。他方では、二人の検察幹部は私に、法務省内において、死刑執行に「民間人」の立会いを許可する可能性について議論がなされていると言った。彼らは秘密主義政策を弁護しただけで、このような改革がなぜ考えられているかを説明することはできなかった。そして、絞首台の「公開」が二つの条件を満たした場合のみあり得ることを強調した。すなわち、民間の立会人は法務省当局が選ぶものでなくてはならず、選ばれた人は絞首刑の執行において目にしたことを口外することは許されない。私はこの改革が説明責任と透明性をどの程度促進するだろうかを尋ねた。答えは沈黙のみであった。

(28) 情報は少ないが、少なくとも日本人のうち二つのグループ—政治家と弁護士—では死刑に対する支持が社会一般より低い。全国レベルでは、国会の一二人の議員が死刑廃止のための国会議員グループに加わり、そのリーダーは会員数がすぐに二〇〇二になると予想している（清水、二〇〇二c）。地方レベルでは、いくつかの市議会（これには清瀬、高槻、泉南及び新座が含まれる）がモラトリアムま

たは死刑廃止を日本政府に要請する陳情を提出した (Domikova-Hashimoto, 一九九六・清水, 二〇〇二a)。弁護士に関しては、一九八九年の調査 (対象II二七四五件) で、法律専門家はほとんど二分化していることが判明した。すなわち四七・六パーセントは死刑存続を希望したが、四五・八パーセントは廃止を支持した (菊田, 一九九二・四)。

(29) ジュディス・ランドル (二〇〇三) は米国で死刑について類似の議論をしてきた。彼女は合衆国において死刑が継続して使用されているのは、一般人のコンセンサスに依拠しているのではなく、問題に関する議論を制御する政治的エリート集団の能力にかかっていると信じている。

(30) マーシャル判事のファーマン判決意見の数年前、アルベル・カミュは「もし、人々が『ギロチンの』機械を見せられ、その木と鉄鋼に触れ、頭部が落ちる音を聞かされたら、一般大衆の想像力は突然目を覚まし、その言葉と刑罰の両方を拒絶するだろう」と言っている (一九六〇・一七)。カミュがギロチンについて信じていたことは、日本の絞首台に関して一部の死刑廃止論者が信じていることである (著者のインタビュー)。

(31) 一つがよくある誤解は、日本が電気椅子を使用しているということであり、それは米国映画の影響を反映しているのかもしれない。日本映画で死刑をテーマとしたものはほとんどない (村野, 一九九二・一六五)。最近の例外的な作品として、刑務所職員が (弁護士ではない) 死刑囚が誤判により有罪を確定さ

れたことを立証しようとした「13階段」がある (二〇〇三)。米国の死刑映画の「文化的保守主義」は「国家による殺害を正当化する」として批判されてきた (サラト Sarat, 二〇〇一・二四五)。その非難は日本の映画にもあてはまる。

(32) 日本での死刑に関する世論のデータは質的に劣っている。主な問題は、質問があまりにも単純なことにある (菊田, 一九九二・四四)。死刑に関する情報を回答者に与えることで、彼らの意見が変わるかどうかを見極める試みの研究もなく、死刑に代替するものとして「厳しく意義のある」選択肢を用意する質問もなく、異なる殺人タイプに応じた適切な刑罰について尋ねる単純な調査もなされていない。合衆国では、この種の研究の到来により、学者の死刑に関する理解は進んだ (複雑化もしたが) (ベーム Bohm, 一〇〇二)。

(33) 一般に、日本は二つの主な理由から、社会調査をするに「事実上は豊富、データが貧弱」である。第一に、政府は重要なデータ収集研究に資金を支給することは稀である。第二に、仮に資金援助をしても、生のデータは研究者にはめったに利用可能でない。これらの問題は社会学、政治科学及び経済学の分野での「調査と情報の量にきわだって否定的な影響」を与えてきた (ブリントン Brinton, 二〇〇三・一九五)。合衆国、オーストラリア、ニュージーランド、イスラエル、南アフリカ、台湾、韓国及び欧州連合の諸国では、役に立つデータはより豊富である。

(34) 日本の司法制度改革は、死刑及びその他の

重大犯罪事案において、有罪及び量刑の認定を行うため、六人の市民が三人の裁判官とともに法廷に座る、裁判員制度を含んでいる。二〇〇九年までに実施されるこの制度は、公判段階への一般市民による参加と監視を導入するものであるが、本稿で述べた秘密主義と説明責任の問題にはほとんど備えがない。事実、新制度の下で裁判員は、裁判が終わった後でさえ裁判にかかわる彼らの経験に関し話すことを禁じられるであろう。かつて、日本の一般市民に刑事司法の意思決定において責任を持たせようとした試みは、使用されないことで周辺へと追いやられ、法律専門家によって「捕らえ」られてしまった (アンダーソン・ノーラ Anderson and Nolan, 一〇〇四・九六一)。

## 謝辞

著者は以下の方々から指導、助言、支援を受けた。団藤重光、Laura Desfor Edles、Malcolm Feeley、深田卓、古川龍樹・小百合、Jonathan Goldberg-Hiller、原田正治、Roger Hood、五十嵐二葉、菊田幸一、Fort Fu-Te Liao、宮澤節生、森際康友、向井武子、中道武美、佐藤万作子・あゆみ、Hugh Selby、下村幸雄、四宮啓、Jonathan Simon、田口守一、高田章子、高野隆、戸谷茂樹、Mark Tracy、辻本衣佐、王雲海 (Yunchai Wang)。

柳下み咲、安田好弘、Franklin Zimmerman  
そして氏名の公表を望まなかった他の多くの  
人々。すべての皆さんに感謝する。この調査  
活動は日本においてフルブライト奨学金に  
より二〇〇三年八月から二〇〇四年五月まで  
行った。

#### 参考文献

秋山賢三 (二〇〇一) 「裁判官はなぜ判るのか」 岩波  
書店

- Aldous, Christopher (1997) *The police in Occupa-  
tion Japan: Control, corruption and resistance  
to reform*. London & New York: Routledge.  
Amnesty International (2004) 'Singapore - the death  
penalty: A hidden toll of executions', 15 January.  
AI Index ASA 36/001/2004.  
Anderson, Kent and Mark Nolan (2004) 'Lay  
participation in the Japanese justice system:  
A few preliminary thoughts regarding the lay  
assessor system (saiban-in seido) from domes-  
tic, historical, and international psychological  
perspectives', *Vanderbilt Journal of Transna-  
tional Law* 37(4): 935-92.  
Banner, Stuart (2002) *The death penalty: An  
American history*. Cambridge, MA: Harvard  
University Press.  
Berger, Peter (1963) *Invitation to sociology: A*

*humanistic perspective*. Garden City, NY: Anchor  
Books.

- Bix, Herbert P. (2000) *Hirohito and the making  
of modern Japan*. New York: Harper Collins.  
Blume, John, Theodore Eisenberg and Martin  
T. Wells (2004) 'Explaining death row's popula-  
tion and racial composition', *Journal of Em-  
pirical Legal Studies* 1(1): 165-207.  
Bohm, Robert M. (2003) *Deathquest II: An in-  
troduction to the theory and practice of capital  
punishment in the United States*. Cincinnati,  
OH: Anderson Publishing Co.  
Botsman, Daniel (2005) *Punishment and power  
in the making of modern Japan*. Princeton,  
NJ: Princeton University Press.  
Brinton, Mary (2003) 'Fact-rich, data-poor: Japan  
as sociologists' heaven and hell', in Theodore  
C. Bestor, Patricia G. Steinhoff and Victoria  
Lyon Bestor (eds) *Doing field work in Japan*,  
pp.195-213. Honolulu: University of Hawaii  
Press.  
Buruma, Ian (2003) *Inventing Japan, 1853-1964*.  
New York: The Modern Library.  
Cabana, Donald A. (1996) *Death at midnight:  
The confession of an executioner*. Boston, MA:  
Northeastern University Press.  
Canus, Albert (1960) 'Reflections on the guil-  
lotine', in *Resistance, rebellion, and death*, pp.  
173-234. New York: Vintage Books.  
Connell, Ryan (2002) 'Life on death row hangs  
by a thread', *Mainichi Daily News* 28 December.

[http://mdh.mainichi-mshn.co.jp/waiwai/archive  
/news/2002/12/20021228p2g0m0dm999000c.html](http://mdh.mainichi-mshn.co.jp/waiwai/archive/news/2002/12/20021228p2g0m0dm999000c.html)  
Dando, Shigemitsu (1997) 'Toward the abolition  
of the death penalty', *Indiana law Journal*  
72(1): 7-43.

団藤重光 (二〇〇〇) 「死刑廃止論 第六版」有斐  
閣

- Domikova-Hashimoto, Dana (1996) 'Japan and  
capital punishment', *Human Affairs* 6(1): 77-  
93.  
Dostoevsky, Fyodor (1998) *The idiot*. New York:  
Oxford University Press.  
Dower, John W. (1999) *Embracing defeat: Japan  
in the wake of World War II*. New York: W.  
W. Norton & Company.  
Evans, Richard J. (1996) *Rituals of retribution:  
Capital punishment in Germany, 1600-1987*.  
New York: Oxford University Press.  
Fagan, Jeffrey (2005) 'Deterrence and the death  
penalty: A critical review of new evidence',  
testimony presented at the New York State  
Assembly's Hearings on the Future of Capital  
Punishment in the State of New York, 21  
January, 1-12.  
Fallows, James (1994) *Looking at the sun: The  
rise of the new East Asian economic and politi-  
cal system*. New York: Pantheon Books.  
Feldman, Eric (2006) 'The culture of legal change:  
A case study of tobacco control in 21st century  
Japan', *Michigan Journal of International Law*,  
(forthcoming).

- Flyjberg, Bent (1998) *Rationality and power: Democracy in practice*. Trans. Steven Sampson. Chicago, IL: University of Chicago Press.
- Foote, Daniel H. (1992a) 'From Japan's death row to freedom', *Pacific Rim Law & Policy Journal* 1(1): 11-103.
- Foote, Daniel H. (1992b) 'The benevolent paternalism of Japanese criminal justice', *California Law Review* 80(2): 317-90.
- Foote, Daniel H. (1993) 'The door that never opens: Capital punishment and postconviction review of death sentences in the United States and Japan', *Brooklyn Journal of International Law* XIX(2): 367-521.
- カニハネ・由・ノミユ (一九九九) 「日米比較刑事司法の議論をめぐって」 *シカゴ大学法* 一四六号 (1-15 January): 165-73.
- Foucault, Michel (1977) *Discipline and punish: The birth of the prison*. New York: Vintage Books.
- Frankel, Marvin E. (1978) *Partisan justice: Too much fight? Too little truth? Equal justice?* New York: Hill & Wang.
- Freeman, Laurie A. (2000) *Closing the shop: Information cartels and Japan's mass media*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- French, Howard W. (2000) 'Tired of news that rocks the boat? Visit Japan', *New York Times* 6 February.
- French, Howard W. (2002) 'Secrecy of Japan executions is criticized as unduly cruel', *New York Times* 30 June.
- Furman v. Georgia (1972) 408 US 238.
- Gamble, Adam and Takesato Watanabe (2004) *A public betrayed: An inside look at Japanese media atrocities and their warnings to the West*. Washington, DC: Regnery.
- Garland, David (1990) *Punishment and modern society: A study in social theory*. Chicago, IL: University of Chicago Press.
- Garland, David (2005) 'Capital punishment and American culture', *Punishment & Society* 7(4): 347-76
- Girling, Evi (2005) 'European identity and the mission against the death penalty in the United States', in Austin Sarat and Christian Boulanger (eds) *The cultural lives of capital punishment*, pp.112-28. Palo Alto, CA: Stanford University Press.
- Haltom, William and Michael McCann (2004) *Distorting the law: Politics, media, and the litigation crisis*. Chicago, IL: University of Chicago Press.
- Haney, Craig (2005) *Death by design: Capital punishment as a social psychological system*. New York: Oxford University Press.
- 原祐司 (一九九七) 「殺られるために生きるとして」と一新聞記者と死刑問題——現代人文社
- 長谷川照 (二〇〇三) 「『陵虐』刑務所に近代性」 AERA 二〇〇三年五月二六日号
- Herrmann, Joachim (2002) 'The death penalty in Japan: An absurd punishment', *Brooklyn Law Review* 67(Spring): 827-54.
- Ho, Virgil K. Y. (2005) 'What is wrong with capital punishment? Official and unofficial attitudes toward capital punishment in modern and contemporary China', in Austin Sarat and Christian Boulanger (eds) *The cultural lives of capital punishment*, pp. 274-90. Palo Alto, CA: Stanford University Press.
- Hodgkinson, Peter and William A. Schabas (2004) *Capital punishment: Strategies for abolition*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 本田十福 (二〇〇一) 「日米死刑者が明らかになった『慶應待の中夜』 週刊朝日 一二月二九日号 166-7
- Hood, Roger (2002) *The death penalty: A world wide perspective*. Oxford University Press.
- Humes, Edward (1996) *Mean justice: A town's terror, a prosecutor's power, a betrayal of innocence*. New York: Simon & Schuster.
- 井上薫 (二〇〇二) 「死刑の理由」新潮社
- Irokawa, Daikichi (1995) *The age of Hirohito: In search of modern Japan*. New York: The Free Press.
- 石塚伸一 (一九九七) 「死刑記録の閲覧と市民の知る権利 (年報死刑廃止 97 死刑: 存置と廃止の出入り)」インパクト出版会
- 石塚伸一 (二〇〇四) 「終身刑導入と刑罰政策の委容」現代思想三月号 170-9.
- 板津秀雄 (一九九一) 「情が移ってね、本当に辛いです」 FORUM90 六月一四日発行
- Ito, Masami (2004) 'Death-row warden: Haunted by visions of a "horri-fying ace"', *Japan Times*

25 April.

- Ito, Masami (2005a) 'Retrial a tall order in quests to prove innocence', *Japan Times* 26 May.
- Ito, Masami (2005b) "'Death man walking" author seeks to end control of the noose', *Japan Times* 4 June.
- <http://search.japantimes.co.jp/member/member.html?appURL=mn20050604a5.html>
- Ito, Masami (2005c) 'Legal revision to speed the hand of justice', *Japan Times* 2 November.
- Japan Times (2003) 'Justice Ministry admits outsiders: Diet members tour execution chamber', *Japan Times* 24 July.
- Japan Times (2004) 'Takuma hangs for massacre of eight kids at Osaka school', *Japan Times* 15 September.
- Japan Times (2005) 'Support for death penalty passes 80% for first time', *Japan Times* 20 February.
- Johnson, Chalmers (1972) *Conspiracy at Matsukawa*. Berkeley, CA: University of California Press.
- Johnson, David T. (2002) *The Japanese way of justice: Prosecuting crime in Japan*. New York: Oxford University Press.
- デューク・ユニバーシティ「110004」日本における司法制度改革—警察の所在と重要性—」法律時報11004年11月号
- Johnson, David T. (2005) 'The death penalty in Japan: Secrecy, silence, and salience', in Austin Sarat and Christian Boulanger (eds) *The*

*cultural lives of capital punishment*, pp.251-

- 73 Palo Alto, CA: Stanford University Press.
- Johnson, David T. (2006) 'The vanishing killer: Japan's postwar homicide decline', *Social Science Japan Journal* 9(1) (forthcoming).
- Johnson, Robert (1998) *Death work: A study of the modern execution process*. Belmont, CA: Wadsworth Press.
- Johnson, Robert (2003) 'Life under sentence of death: Historical and contemporary perspectives', in James R. Acker, Robert M. Bohm and Charles S. Lanier (2003) *America's experiment with capital punishment: Reflections on the past, present, and future of the ultimate penal sanction*, 2nd edn, pp.64-71. Durham, NC: Carolina Academic Press.
- Johnston, William (1966) 'Translator's preface' in Shusaku Endo Silence, pp.1-18. 講談社
- 加賀N彦 (一九八〇)「死刑囚の記録」中公新書
- 亀井静香 (二〇〇二)「死刑廃止論」花伝社
- かたごむらひの会 (一九九四)「死刑の文化を問うなぞす」インパクト出版会
- 菊池やよ子 (一九九〇)「秘密主義を貫く法務省の『死刑論』」法学セミナー増刊「死刑の現在」
- 菊池やよ子 (二〇〇三)「死刑廃止を考える」ナムネステイインターナショナルジャパンのよび
- 〇月一〇日の死刑廃止デー記念学習会での講義
- 菊田幸一 (一九九三)「死刑と世論」成文堂
- 菊田幸一 (一九九四)「いまなぜ死刑廃止か」丸善
- 菊田幸一 (一九九九)「死刑—その虚構と不条理—」

明石書店

- 菊田幸一 (二〇〇一)「日本の刑務所」岩波新書
- 木下信男 (二〇〇一)「裁判官の犯罪『冤罪』」樹花会
- 木谷明 (二〇〇四)「刑事裁判の心—事実認定適正化の方策—」法律文化社
- Koh, Joseph (2005) 'Why Nguyen must die', *The age* 30 November.
- Langbein, John (1978) 'Torture and plea bargaining', *The University of Chicago Law Review* 46: 3-22.
- Lifton, Robert J. and Greg Mitchell (2000) *Who owns death? Capital punishment, the American conscience, and the end of execution*. New York: William Morrow.
- Linders, Annula (2002) 'The execution spectacle and state legitimacy: The changing nature of the American execution audience, 1833-1937', *Law & Society Review* 34(3): 607-42.
- Maclachlan, Patricia (2003) 'The struggle for an independent consumer society: Consumer activism and the state's response in postwar Japan', in Frank J. Schwartz and Susan J. Pharr (eds) *The state of civil society in Japan*, pp. 214-32. New York: Cambridge University Press.
- Mahbubani, Kishore (2002) *Can Asians think? Understanding the divide between East and West*. Southroyalton, VT: Steerforth Press.
- Mainichi Daily News (2005) 'Justice Minister Sugiyama backtracks on anti-execution stance', *Mainichi Daily News* 1 November.



- Marshall, Jonathan (2002) 'Here comes the judge: Freedom of information and litigating for governmental accountability'. *Social Science Japan* April: 8-13.
- Martel, Yann (2001) *Life of Pi*. New York: Harvest Books.
- Matsushima, Tomoko (2004) 'Society should be kinder to the homeless'. <http://www.asahi.com/english/opinion/TKY200408200194.html> (20 August)
- 免田栄 (二〇〇四) 「免田栄獄中ノート—私の見送った死刑囚たち—」 イマジン出版会
- 三國隆三 (二〇〇四) 「死刑囚—極限状況を生かす—」 展望社
- Milton, Giles (2002) *Samurai William: The English who opened Japan*. New York: Farrar, Straus & Giroux.
- Minear, Richard H. (1971) *Victor's justice: The Tokyo war crimes trial*. Tokyo: Charles E. Tuttle Company.
- Ministry of Home Affairs (2004) 'The Singapore government's response to Amnesty International's report "Singapore - the death penalty: A hidden toll of executions"', 30 January. <http://www2.mha.gov.sg/mha/>
- 宮崎学 大谷昭宏 (二〇〇四) 「殺人率—日本人は殺人が出来ない!世界最低殺人率の謎—」 太田出版
- 向井武子 聞き手 佐藤万作子 (二〇〇四) 「死刑に逝った息子・伸二とよむに生きた十七年」 中央公論二〇〇四年三月号
- 村野薫 (一九九二) 「日本の死刑」 柘植書房
- 村野薫 (一九九五) 「死刑執行」 洋泉社
- 村野薫 (二〇〇一) 「戦後死刑囚列伝」 宝島社
- 永山則夫 (一九九〇) 「無知の涙」 河出書房新書
- Oehlers, Alfred and Nicole Tarulevitz (2005) 'Capital punishment and the culture of development in Singapore', in Austin Sarat and Christian Boulanger (eds) *The cultural lives of capital punishment*, pp. 291-307. Palo Alto, CA: Stanford University Press.
- Ono, Masao (1993) 'Supreme Court concurring opinion, in State v. Hasegawa', 10 September. 小野武雄 (一九九三) 「江戸の刑罰風俗誌」 展望社
- 大塚公子 (一九八八) 「死刑執行人の苦悩」 創出版
- Peterson, Ruth D. and William C. Bailey (2003) 'Is capital punishment an effective deterrent for murder? An examination of social science research', in James R. Acker, Robert M. Bohm and Charles S. Lanier (2003) *America's experiment with capital punishment: Reflection on the past, present, and future of the ultimate penal sanction*, 2nd edn, pp. 251-82. Durham, NC: Carolina Academic Press.
- Ramseyer, J. Mark and Eric B. Rasmusen (2003) *Measuring judicial independence: The political economy of judging in Japan*. Chicago, IL: University of Chicago Press.
- Randle, Judith (2003) 'Capital punishment and elite politics: Dissensus and the death penalty in America', in Austin Sarat and Patricia Ewick (eds) *Studies in Law, politics and society*, vol. 29, pp.67-96. New York: JAI Elsevier Science.
- Robinson, Russell and Norrie Ross (2005) 'Drug runner "deserves" the death penalty', *Herald Sun* 1 December.
- Rosenberg, Tina (1995) 'The deadliest D. A.', *New York Times Magazine* 16 July: 20ff.
- 坂本敏夫 (二〇〇三) 「死刑はどうか執行されるか」 日本文学社
- Sarat, Austin (2001) *When the state kills: Capital punishment and the American condition*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Sarat, Austin and Christian Boulanger (2005) *The cultural lives of capital punishment*. Palo Alto, CA: Stanford University Press.
- Sato, Iwao (2002) 'Judicial reform in Japan in the 1990s: Increase of the legal profession, reinforcement of judicial functions, and expansion of the rule of law', *Social Science Japan Journal* 5(1): 71-83.
- 佐藤万作子 (二〇〇一) 「虐待された子どもたちの聲—お母さんのせつごすか—」 明石書店
- 佐藤友之 (一九九二) 「死刑囚の一日」 現代書館
- 佐藤友之 (一九九四) 「死刑の日本史」 三三書房
- 佐藤友之 (二〇〇一) 「ミホメン監獄事情—堀の向うの閉じられた世界—」 平凡社
- Schabas, William A. (2002) *The abolition of the death penalty in international law*, 3rd edn. Cambridge: Cambridge University Press.
- Schmidt, Petra (2002) *Capital punishment in Japan*. Leiden, The Netherlands: Brill.

- Schwartz, Frank J. and Susan J. Pharr, eds (2003) *The state of civil society in Japan*. New York: Cambridge University Press.
- 『年報・死刑廃止』編集委員会 (一九九七) 「死刑存置と廃止の出発点」 インパクト出版会
- 『年報・死刑廃止』編集委員会 (一九九九) 「死刑と情報公開」 インパクト出版会
- 『年報・死刑廃止』編集委員会 (二〇〇一) 「世界のなかの日本の死刑」 インパクト出版会
- 『年報・死刑廃止』編集委員会 (二〇〇三) 「死刑廃止法案」 インパクト出版会
- 『年報・死刑廃止』編集委員会 (二〇〇四) 「無実の死刑囚たち」 インパクト出版会
- 『年報・死刑廃止』編集委員会 (二〇〇五) 「オウム事件一〇年」 インパクト出版会
- Shimizu, Kaho (2002a) 'Ministry secrecy draws spotlight: Even victimized divided on death penalty', *Japan Times* 3 October.
- Shimizu, Kaho (2002b) 'Death row is not knowing when: Inmates wake up every day wondering if it their last', *Japan Times* 3 October.
- Shimizu, Kaho (2002c) 'Time is ripe: Diet group against death penalty to make its move', *Japan Times* 4 October.
- Solotaroff, Ivan (2001) *The last face you'll ever see: The culture of death row*. New York: Perennial.
- Spiereburg, Pieter (1984) *The spectacle of suffering: Executions and the evolution of repression*. Cambridge University Press.
- Steinhof, Patricia G. (1991) 'Political offenders in the Japanese criminal justice system', paper presented at the annual meetings of the American Society of Criminology. San Francisco, California, 23 November.
- Steinhof, Patricia G. (1999) 'Doing the defendant's laundry: Support groups as social movement organizations in contemporary Japan', *Japanstudien: Jahrbuch des Deutschen Instituts für Japanstudien* 11: 55-78.
- Struck, Doug (2001) 'on Japan's death row, uncertainty by design', *Washington Post* 2 May.
- Sunstein, Cass (2003) *Why societies need dissent*. Cambridge: Harvard University Press.
- 高野隆 (二〇〇四) 「事件記録—審理以外の活用も認めよ—」 朝日新聞五月一八日
- Tan, Amy (2002) 'Singapore death penalty shrouded in silence', *Reuters* 12 April.
- Upham, Frank (1987) *Law and social change in postwar Japan*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Upham, Frank (1998) 'Weak legal consciousness as invented tradition', in Stephen Vlastos (ed.) *Mirror of modernity: Invented traditions of modern Japan*, pp. 48-65. Berkeley, CA: University of California Press.
- Von Drehle, David (1995) *Among the lowest of the dead: The culture of death row*. New York: Times Books.
- 王雲海 (二〇〇五) 「死刑の比較研究—中国・米国・日本—」 成文堂
- Wolf, Kurt H., ed. and trans. (1950) *The sociology of Georg Simmel*. Glencoe, IL: The Free Press.
- 山野静二郎 (一九九九) 「死刑囚の祈り」 聖母の騎士社
- 安田好弘 (二〇〇四) 「国家と死刑—オウムという転換点—」 現代思想 二〇〇四年三月号
- 安田好弘 (二〇〇五) 『生ある』とごう 権利—麻原彰晃の主任弁護士の手記— 講談社
- 読売新聞 (二〇〇五) 『死刑』 古代の流れ」 読売新聞五月一九日
- Zimring, Franklin E. (2003) *The contradictions of American capital punishment*. Oxford: Oxford University Press.